

津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されました

東日本大震災を契機として、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、多重防御による津波防災地域づくりを推進するため、「津波防災地域づくりに関する法律」が施行されました。

この法律では、基本指針の策定、津波浸水想定の設定、津波災害警戒区域等の指定を進めるなどとされており、津波浸水想定（最大クラスの津波を想定して、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定するもの）は、国の設定する津波断層モデルに基づき、都道府県知事が設定することとなりました。

国は、平成26年8月「日本海沿岸の断層モデル」を公表し、北海道では、平成29年2月に日本海沿岸の津波浸水想定を設定し、公表したところです。

このたび、北海道より上ノ国町が津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定され、令和4年2月18日に告示されました。

この指定・告示により、どのような対応が必要になるのか、その内容についてご紹介します。

1. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは？

津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは、津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、都道府県知事が指定する区域です。

